

「市河文書」註釈稿 (三)

牛 山 佳 幸

(11) 關東下知状

(編裏書)
「これへむさしのかうの殿御下文」

可_レ令_ニ早左馬允藤原能成、爲_ニ信濃國春近領内櫛郷地頭職_一事

右人、如_レ元可_レ爲_ニ彼職_一之状、依_レ仰下知如_レ件

(二三四)
貞應三年十一月十一日

武蔵守平 (花押)

△釈文▽

早く左馬允藤原能成をして、信濃國春近領内櫛郷地頭職たらしめし

むべきの事

右の人、元の如く彼の職たるべきの状、仰せに依って下知件の如し

貞應三年十一月十一日

武蔵守平 (花押)

△語註▽

左馬允 令制で左馬寮の三等官だが、大允 (正七位下相当官) か少

允 (從七位上相当官) かは不明。

武蔵守平 北条泰時。承久元年 (一二一九) 從五位上に叙され、駿

河守に任官、翌年二月までに武蔵守に転じる。その後、六波羅探題北方を経て、元仁元年 (一二二四) 六月、急死した父義時に替って三代執権に就任した。

△補註▽

中野能成の復権 本号文書の意味するところについては、従来二つの見方がある。一つは、比企氏の乱に連座して所領を失い、それを建仁三年 (一二〇三) に還補された (七号文書) 中野能成が、貞應三年 (元仁元年、一二二四) に至って、再び何らかの事情から没収され、同年中に再還補されたことを示すのがこの文書であるとすると、稲垣泰彦「春近領について」(七号文書語註参照) にみられる解釈である。稲垣氏は「何らかの事情」を同年六月、執権北条義時急死の直後に起った伊賀氏の変と推定しているが、この説は小泉宣右「御家人本間氏について」(『小川 領先生 日本中世政治社会の研究』) に継承されている。

もう一つは、再没収・再還補はなかったとの前提に立つもので、七号文書を「地頭職」の還補の文書とした場合、本号文書と内容的に重複するところから、七号文書と本号文書のいずれかが偽文書ではないかとする見方である。例えば、郷道哲章氏は前号およ

び六号文書の二通を偽文書とし、比企氏事件で没収された志久見郷が、本号文書によって初めて還補されたとの理解をされているようである（六号文書補註参照）。

小稿ではすでに、六号文書については内通者に対する密書の性格を有するもの、七号文書については事書に「地頭職」と記されるものの、実質的には得分取得のみを認可したもので、双方とも必らずしも偽文書とみなす必要はないとの立場をとってきた。

一方、再没収・再還補に関しては、中野能成が「貞応三年に所領を没収された」ことを直接示す史料が見当らず、この点についてはなお検討の余地が残されているのではないかと思われる。つまり、能成による志久見郷地頭職の完全還補の達成が、貞応三年であったことを物語る史料が本号文書であるとの結論に落ち着く。とすれば、比企氏事件以後、志久見郷の形式的な地頭は北条氏（次号文書によって、それが重時であることがわかる）であったことになり、その間、能成は蟄居を余儀なくさせられるか、もしくは北条氏に臣従していたのではないかといったことを推測させる。『吾妻鏡』では能成のことが約二十年間消息不明で、その復活記事である貞応元年（一二二二）十二月十三日条によれば、義時の男子出生の折、義時の有力被官安東左衛門尉等と、駿者・加持僧に給する馬を引くという、家人的な行動をとっている事実が知られるが、これらはまさにその点を示唆するものではなからうか。

△翻刻▽

『信濃史料』第三卷六一二—三頁、『新編信濃史料叢書』第三卷六一二頁、『鎌倉遺文』三三〇七号、『大日本史料』第五篇之二—四三三頁

(12) 北条泰時書状

中乃、馬允給候御下文進上之候、この所へするかの守給て候し間、⁽¹⁾青せあはせられ候ところに、かへしたひ候へきよし、告まいらせ候あひた、御下文なされて候也、かたき事にて候つるを如し此給候こと、よろこひ思給へ候、このむねをもって御ひろう候へく候、

恐々謹言

^(二三四)
〔改元元年〕十一月十三日 武蔵守泰時（裏花押）

進上 本間左衛門尉殿

△語釈▽

するかの守 駿河守。ここでは北条重時。重時は修理亮・駿河守・相模守・陸奥守などを歴任しているが、駿河守在任の初見は貞応二年（一二二二）五月。

青せあはす 「青」は「仰」の普通による宛字。「仰せ合はず」で「相談する」といった意味か。

告まいらす お伝え申し上げる。注進申し上げる。「まいらす」はある動作をする意の謙讓語で、その動作の対象を敬う。

かたき事 「難き事」で「無理なこと」。具体的には所領還補のことを指す。

裏花押 裏判とも言う。下付（^{しんづけ}）「奉」「上」など、署名の下に付け

る語)などとともに、受取人に対する敬意を表わすものとされる。本間左衛門尉 本間氏は相模国愛甲郡依智郷(現在の神奈川県厚木市内)を本貫とする御家人で、海老名季貞の子能(義とも)忠を始祖とし、出自は村上源氏とされている(『諸家系図纂』)。本間氏一族で鎌倉初期に左衛門尉を官途としている者は、家茂・忠家・元忠・光忠・忠貞・信忠など何人もいるが、この中で最も顕著な動きが知られるのは、貞応元年(一二二二)から所見され、伊勢国守護を兼ねた北条時房のもとで守護代を勤めた(佐藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究』)左衛門尉元忠で、ここでもその可能性が高い。元忠は能忠の三男で、『諸家系図纂』では基忠に作る。なお、小泉宣右「御家人本間氏について」(前号文書補註参照)では、本間氏は当時、北条時房の家宰的地位にあり、この文書の内容から、時房が泰時に中野能成を執り成すことよって還補が実現したと推定している。能成と北条時房の間どのような関係があったのか不明だが、前述のように、能成が貞応三年の伊賀氏の変に連座して所領を没収されたとの見方をとる小泉氏は、時房の嫡男朝直の妻が伊賀光宗の女であった点に、両者の接点を見出されている。

〈翻刻〉

『信濃史料』第三卷六一三頁、『新編信濃史料叢書』第三卷六頁、『鎌倉遺文』三三〇八号、『大日本史料』第五篇之二一四三三〜四頁

(13) 北条重時施行状

〔端書〕

「これハするかのかうの殿の御セへくたしふみ」

〔付書〕

「するかのかうのとくそへ御くたしふみ」

信濃國春近領内志久見郷地頭職事

右件職、任御下文之旨、馬允藤原能成無相違可致沙汰之状如件

〔三五五〕 嘉祿元年九月九日 (花押)

〈釈文〉

信濃国春近領内志久見郷地頭職の事

右、件の職、御下文の旨に任せて、馬允藤原能成、相違無く沙汰致すべきの状、件の如し、

嘉祿元年九月九日 (花押)

〈語釈〉

そへくたしふみ(副下文) 十一号文書(関東下知状)の副状と理解しての呼称と思われるが、内容的には上位の者の命を受けて、さらにそれを下位の者に実施するように下達した、いわゆる施行状である。

(花押) 北条重時。重時は父義時から信濃国守護職を譲られたが、その在任を示す初見史料が本号文書である。以下、14・15・17号の各文書は重時の信濃国守護としての立場で発給されたもの。

△翻刻▽

『信濃史料』第三卷六一六頁、『新編信濃史料叢書』第三卷六七頁、『鎌倉遺文』三四〇三号、『大日本史料』第五篇之二一七三〇頁

(14) 北条重時書状

中野馬允能成返給本領春近領内志久見郷事、謹以承候了、任_レ御下文無_レ相違可_レ致_レ沙_□之由、令_レ下知_レ候了、又申事_□時者、可_レ尋沙汰任_レ候也、以_レ此_□可_レ令_レ入_レ見參_レ給_上候、重時恐惶_□

九月九日 駿河守(花押)
「元仁二年」

△釈文▽

中野馬允能成に返し給はる本領春近領内志久見郷の事、謹しんで以つて承り候ひ了ぬ、御下文に任せて相違無く沙汰致すべきの由、下知せしめ候ひ了ぬ、又申す事_□の時は、尋ね沙汰_□仕るべく候ふ也、此の旨_□を以つて、見参に入らせしめ給ふべく候ふ、重時恐惶

謹言

九月九日 駿河守(花押)
「元仁二年」

△語釈▽

時 『大日本史料』第五篇之二では「_□」とする。
尋沙汰 たずねざた。「沙汰」は「水でゆすって砂金と砂とを選び分けること」が原義だが、転じて「物事を正しく処理すること」

の意となった。ふつうは代名詞または代動詞のように用いて、裁判・訴訟・知行・命令・報告・評判といったさまざまな意味を表わすが、「沙汰付」「沙汰渡」などのように、前後に動詞を伴って補助動詞的に用いることもあり、「尋沙汰」も後者の例。

見参 げざん。ここでは目下の者(信濃国守護北条重時)が目上の者(執権北条泰時)に対面する意か。なお、本号文書は中野能成に直接宛てたものではなく、関東下知状(十一号文書)を受けて、その旨を履行した(十三号文書)ことを幕府(執権)に報告した、いわば請文にあたるものと考えられる。このような文書がなせ中野氏に伝来したのかは、今後の検討課題だろう。

△翻刻▽

『信濃史料』第三卷六一六〜七頁、『新編信濃史料叢書』第三卷七頁、『鎌倉遺文』三四〇四号、『大日本史料』第五篇之二一七三〇頁

(15) 北条重時御教書

「付箋にしてうしくみのやましゆこふにうの御はん」
「付箋にしてうしくみのやましゆこふにうの御はん」

(花押)

春近領内志久見郷守護所司入部事被_レ止候了、但謀叛_・致害_・夜討_・強盜_・放火_・刃傷、如_レ此犯科之輩出来之時者、於_レ其所之堺、可_レ令_レ請_レ取犯人_レ給_上候、存_レ此旨_□可_レ沙汰_レ候之由候也、仍執達如_レ件
嘉禄元年九月十六日 尾張貞房 奉
謹上 藤内左衛門尉殿

〔釈文〕

春近領内志久見郷に守護所司入部の事、止められ候ひ了ぬ、但し、謀叛・殺害・夜討・強盜・放火・刃傷、此の如きの輩出来の時は、其の所の堺に於いて、犯人を請け取らせしめ給ふべく候ふ、此の旨を存じ、沙汰すべく候ふの由候ふ也、仍つて執達件の如し

嘉禄元年九月十六日 尾張貞房奉

謹上 藤内左衛門尉殿

〔語釈〕

謀叛 むほん。天皇・朝廷・国家・為政者・権力者・主人などに反逆すること。古代の日本律では八虐の一つとされた。『養老律』の規定によれば、「謀反」(謀危むへん国家)と「謀叛」(謀背むほん国従偽)とは区別されていたが、平安後期以降は次第に両者の違いが意識されず、君主・主人にそむく行為はすべて謀叛と称されるようになった。

夜討 ようち。戦闘行為としての夜襲の意味もあるが、ここでは「夜間、人家を襲つて財宝を強奪する」ような行為を指す。

刃傷 にんじょう。刃物で人を傷つけること。

尾張貞房 伝不詳。鎌倉時代に「尾張」を苗字とした武士について、北条氏一門の名越氏流の尾張氏と得宗被官の尾張氏がいたことが知られる(奥富敬之『鎌倉北條氏の基礎的研究』)。ここでは後者の一族と思われるが、出自などは不明。

奉 うけたまわる。受け取り人に対して敬意を表わす下付の一種。

藤内左衛門尉 『吾妻鏡』によると「藤内左衛門尉」を名乗りとし

た者に、藤原季康・海老名忠行・藤原定員・藤原能兼・山内通重・原田宗経などが見える。17号文書の「原田藤内左衛門」と同一人物であるとする、原田宗経の可能性が高いことになるが、宗経の『吾妻鏡』での所見時期が正嘉元年(一二五七)から翌年にかけてである点からすると、年代的にやや難があり、あるいは宗経の親の代にあたる人物かとも思われる。原田氏の出自は不明だが、得宗被官に原田を苗字とする一族がいたことが知られる。

〔補註〕

守護の権限拡大と守護使不入 守護の権限は当初、大番役の催促、謀叛人の追捕、殺害人の追捕、のいわゆる大犯三箇条のみに限られており、他の沙汰は禁止されていたが、蒙古襲来を契機に非御家人に対する軍勢催促権、さらに延慶三年(一三一〇)には刈田狼藉の制止が職務に加えられるなど、次第にその権限は拡大していったことが知られている。ところで、より厳密にみると、謀叛人・殺害人に「夜討・強盜・山賊・海賊」が加えられたのは、法的には貞永元年(一二三二)の『御成敗式目』が最初であり、本号文書に所見されるように、嘉禄元年の段階で「夜討・強盜・放火・刃傷」の犯科人が守護検断の対象とされていたかどうかは、かなり疑わしい。むしろ、「放火・刃傷」の語が明確に現われるのが、鎌倉末期以降の成立とされる『沙汰未練書』であることは注意される。

一方、本号文書の主旨は志久見郷を守護使不入の地として認め

たとするものであり、そのような場合、犯科人の引き渡しに「於其所界」でなされたことは追加法59条（天福元年（一一三三））に規定がみえるが、問題は果して志久見郷がそれに該当するような所領であったかどうかという点であろう。通説的理解では、守護は大犯三箇条という本来的職務を執行するために、原則として管内の莊園・公領に使節を入部させる権限を有しており、むしろ入部できなかったのは、地頭の存在しない本所一円地や権門勢家神社仏寺領に限られていたとされている。とすれば、たとえ春近領という特殊な起源を有する所領であったとは言え、中野氏が地頭に補任され、しかも一説では関東御領かとされる志久見郷に、このような特権が与えられたとするのは、不審である。

以上のようにみると、本号文書は検討の余地が多分にある文書ということになるだろう。

△翻刻▽

『信濃史料』第三卷六一七〜八頁、『新編信濃史料叢書』第三卷七頁、『鎌倉遺文』三四〇六号、『大日本史料』第五編之二一七三〇〜一頁

（一九九四年八月二九日 受理）